常陸太田市まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（企業版ふるさと納税）寄附申出書

令和　　年　　月　　日

　常陸太田市長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人名

代表者名

所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人番号

　　「常陸太田市まち・ひと・しごと創生推進計画」に掲げる事業に対し，下記のとおり寄附することを申し出ます。

記

１　寄附金額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　寄附予定時期　　　　　　　　　　　年　　　　　　月頃

３　寄附金の充当事業

|  |  |
| --- | --- |
|  | 稼ぐ地域をつくるとともに，安心して働けるようにする事業 |
|  | 本市とのつながりを築き，本市への新しい人の流れをつくる事業 |
|  | 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業 |
|  | ひとが集う，安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる事業 |
| 具体的な事業名：（具体的な充当希望事業がある場合にはご記入ください） | |

４　法人名等の公表

|  |  |
| --- | --- |
|  | 公表可（法人名と寄附金額） |
|  | 公表可（法人名のみ） |
|  | 公表不可 |

５　担当者連絡先

|  |  |
| --- | --- |
| 部署名 |  |
| ご担当者名 |  |
| 書類送付先 |  |
| 電話番号 |  |
| E-mail |  |

【提出・お問合せ】

〒313-8611　茨城県常陸太田市金井町3690番地

政策推進室政策推進課

Tel：0294-72-3111（内線372）

E-mail：seisaku@city.hitachiota.lg.jp

（留意事項）

１　1回当たり10万円以上の寄附が対象となります。

２　寄附を行うことの代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。

３　主たる事業所が常陸太田市に所在する企業による寄附は対象となりません。

４　寄附対象事業は以下のウェブページを参照いただくか，常陸太田市政策推進室

政策推進課へお問い合わせください。

　　・市ホームページ「企業版ふるさと納税について」

　　　　https://www.city.hitachiota.ibaraki.jp/page/page008667.html

　　・常陸太田市政策推進室政策推進課　0294-72-3111（内線372）

５　寄附対象事業の地方負担額が寄附受入上限となります。事業によってはご希望の対象事業に充当できない場合もありますので予めご了承願います。

６　本申出書に基づき，納入通知書を送付します。

７　寄附金の受領確認後に受領証を送付しますので，法人関係税の税額控除の特例を受ける場合には，受領証により税務当局で手続きをお願いします。